

令和 4（2022）年度イカナゴ瀬戸内海東部系群の 管理基準値等に関する提案

国立研究開発法人水産研究・教育機構並びに共同実施機関は、令和 4（2022）年度イカナゴ瀬戸内海東部系群の管理基準値等に関する研究機関会議において、令和 5 年度以降の資源評価に必要な科学的パラメータについて議論し、以下の点を提案する。

適用する管理規則

「令和 4（2022）年度漁獲管理規則および ABC 算定のための基本指針（FRA-SA2022-ABCWG02-01）」で示された 2 系資源の管理規則を適用する。

目標および限界水準

- ・ 基本的漁獲管理規則（以下、基本規則と呼ぶ）案および漁獲量の変動幅を最新年漁獲量の±40%以内に抑える漁獲管理規則（以下、変動緩和規則と呼ぶ）案の目標水準は、資源量指標値の 80%水準
- ・ 基本規則案および変動緩和規則案の限界水準は、資源量指標値の 56%水準
- ・ 資源量指標値については算定漁獲量算出年の前年までの情報を使用する漁獲管理規則（以下、指標値のみ 1 年遅れ規則と呼ぶ）案の目標水準は、資源量指標値の 65%水準
- ・ 指標値のみ 1 年遅れ規則案の限界水準は、資源量指標値の 45.5%水準
- ・ なお、最近年（2022 年）の本系群の資源量指標値は 13.6%水準（0.42 トン/統）である

その他

- ・ 漁獲管理規則案に使用した資源量指標値は、兵庫県の代表漁協（大阪湾、播磨灘）における船びき網漁業の 1989～2022 年のコナ銘柄（小型のシンコ）の標準化 CPUE（トン/統）である。
- ・ 基本規則案に加え、指標値のみ 1 年遅れ規則案および変動緩和規則案の適用を提案する。
- ・ すべての規則案について、資源量指標値は算定漁獲量算出年の前年（2022 年評価における 2022 年）まで、漁獲量は算定漁獲量算出年の前々年（2022 年評価における 2021 年）までのデータを使用した。基本規則案と変動緩和規則案に使用する資源量指標値は、算定漁獲量算出年の前々年までとすることも可能である。
- ・ 本種の伊勢・三河湾系群については、2016 年に加入状況が極端に悪化し、その後は現在まで禁漁措置を講じているが、資源の回復には至っていない。本系群についても資源管理が効率的な資源回復につながらない可能性はあるが、資源回復に向けた適切な管理が必要である。